○国土交通省告示第千三百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水戸谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市波賀町斉木

字上水戸　一二七三番　一号及び六号
一二七一番　八号
一二七二番　九号
一二五八番三三　十二号及び十三号
一二五八番三〇　十一号
地先水路敷　十四号から十九号まで、二十一号及び二十二号
一二六八番　二十号
一二六七番　二十三号
一二六四番　二十四号、二十五号及び四十二号から四十八号まで
一二六〇番　二十六号及び二十七号
一二七八番　二十九号及び三十七号から四十一号まで
一二七九番　二十八号及び三十号
一二八〇番　三十一号、三十五号及び三十六号
地先道路敷　三十二号
一二八一番　三十三号
地先道路敷　三十四号
一二八六番一一　二号から四号まで
一二八六番八　五号
一二八六番一七　七号
一二八六番一九　十号

字漆谷

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市波賀町斉木

字金彦　一一六六番　一号、二号及び十五号
一一七六番　三号、十二号及び十三号
一一七六番　四号
地先水路敷　五号及び十一号
一一七八番　六号及び七号
一一七九番　八号から十号まで
地先道路敷　十四号
一一七九番　十六号
一一九四番一〇　十七号から二十号まで
一一九四番一四　二十一号及び二十二号
一一九四番一七　二十三号から二十八号まで
一一九四番一二　二十九号及び三十号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

越屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市千種町岩野辺

字徳久　二六五四番三〇　一号
二六五四番一　二号から六号まで

字越峠

二五八二番三二　七号
二五八二番四九　八号
二五八二番二六　九号から十四号まで
二五八二番二二　十五号
二五八二番一九　十六号及び十七号
二五六六番　十八号及び二十六号
二五六七番三　十九号
二五六七番四　二十号から二十二号まで
二五八二番七　二十三号から二十五号まで

○国土交通省告示第千三百九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項の規定に基づき指定した航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき定めた航空交通情報の提供に関する業務を行う機関のうち、航空交通情報圏の種子島情報圏、屋久島情報圏、喜界情報圏、徳之島情報圏、沖永良部情報圏及び与論情報圏に係る内容並びに民間訓練試験空域のＫＳ11－１及びＫＳ11－２に係る内容を次のように変更し、令和八年十二月一日から適用する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

【航空交通情報圏に係る内容】

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
種子島情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	8時30分から18時30分まで
屋久島情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	8時30分から19時30分まで
喜界情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	4月から9月までの8時30分から18時30分まで及び10月から翌年の3月までの8時30分から17時30分まで
徳之島情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	8時30分から19時30分まで
沖永良部情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	4月から9月までの8時30分から18時30分まで及び10月から翌年の3月までの8時30分から17時30分まで
与論情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	4月から9月までの8時30分から18時30分まで及び10月から翌年の3月までの8時30分から17時30分まで

【民間訓練試験空域に係る内容】

民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
ＫＳ11－１	福岡空港事務所	24時間
ＫＳ11－２	福岡空港事務所	24時間